飯塚市公告第16号

令和8年10月22日飯塚市公告第15号の一部を修正する公告を次のように定める。

令和8年11月2日

飯塚市長　　武　井　政　一

（下線部分は修正部分）

誤

（別紙１）仕様書

（略）

3　販売条件

(1)　販売品目

物件ごとに以下のものとし、いずれの物件においても酒類の販売はしないこと。

物件番号	販売品目
1、2	密閉式の容器(カン、ビン、ペットボトル)入りの清涼飲料水、乳飲料、又は乳酸菌飲料。

（略）

正

（別紙１）仕様書

（略）

3　販売条件

(1)　販売品目

物件ごとに以下のものとし、いずれの物件においても酒類の販売はしないこと。

物件番号	販売品目
1、2	密閉式の容器(カン、ビン、ペットボトル)入りの清涼飲料水、乳飲料、又は乳酸菌飲料。 ただし、物件番号１については、経口補水液を販売品目に含めること。

（略）